

公共工事における建設労働者の賃金確保を求める意見書

建設業は、全国就労者数が約 630 万人で、全産業の就労者数の約 10% を占めており、経済活動と雇用機会の確保に大きな役割を担っています。

しかし、建設業における元請と下請という重層的な関係の中で、建設労働者の賃金体系は現在も確立されておらず、さらに、最近の公共事業の減少によって施工単価や労務費が引き下げられることもあり、その生活は不安定なものとなっています。

平成 13 年 4 月に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が成立しましたが、その施行に当たり、建設労働者の賃金、労働条件の確保に対する適切な措置が必要との附帯決議が行われたところであります。

さらに、諸外国では、公共工事に係る賃金の確保等を定める「公契約法」の制定が進んでいます。

よって、国におかれては、建設業を健全に発展させ、工事における安全や品質の確保とともに、雇用の安定や技術労働者の育成を図るため、公共工事における新たなルールづくりとして、下記の事項を推進されるよう強く要望します。

記

1. 公共工事において建設労働者の適正な賃金が確保されるよう公契約法を制定して下さい。
2. 「公共工事の入札及び契約の促進に関する法律」の附帯決議事項の実効ある施策を図って下さい。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 18 年(2006) 9 月 27 日

出雲市議会